#### 滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報の募集について

#### 1 条例改正の趣旨

自然公園法(昭和32年法律第161号)の一部改正により、国立・国定公園において、 関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みが新たに設けられたこと等から、 県立自然公園においても国立・国定公園と同様の制度を導入するため、同法に準じて制定 している滋賀県立自然公園条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 地域主体の自然体験アクティビティ提供を促進する制度の創設・手続の簡素化
  - ・ 事業者等から成る協議会が、自然体験活動の促進に関する計画を作成し、知事の認 定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な条例上の許可を不要とし ます。
  - ・ これにより、関係者が一体となって行う、計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の取組を促進し、利用者の増加や滞在期間の延伸を図ります。

#### (2) 地域主体の利用拠点整備を促進する制度の創設・手続の簡素化

- ・ 事業者等から成る協議会が、利用拠点の整備改善に関する計画を作成し、知事の認 定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な条例上の許認可を不要と します。
- ・ これにより、関係者が一体となって行う、利用拠点としての機能の充実や景観デザインの統一、廃屋の撤去等、自然と調和した街並みづくりを促進し、魅力的な滞在環境の創出を図ります。

#### (3) 生態系維持回復事業制度の創設・手続の簡素化

・ 県が生態系の維持回復を図るための事業計画を作成した場合には、県や国、市町等 のほか知事の認定を受けた者が、条例上の許可等を要しないで、計画に基づく事業を 実施できるようにします。

#### (4) 保全管理の充実

- ・ 公園事業について、適正な執行を確保するための改善命令や、事業廃止時における 原状回復命令の発出等に係る規定を追加するとともに、それらへの違反に対する罰則 を設けるなど、公園事業の監督機能の強化を図り、公園事業の適切な執行を推進しま す。
- ・ 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、特定の区域内で の木竹の損傷や、本来生育・生息していない動植物の放出等を追加します。

- ・ 特別地域等においてクマ・サル等の野生動物に対する餌付けや接近行為等を規制し、 県立自然公園の利用者への人身被害等を予防します。
- ・ 特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を、「1年以下の懲役または 100万円 以下の罰金」に引き上げます。(現行:6月以下の懲役または 50万円以下の罰金)
- ・ 公園管理団体の指定について、自然の風景地の管理や施設の補修等を行う能力のみ を要件とし、適正な利用の推進に関する情報収集、指導、調査等を行う能力を要件か ら除外します。

#### 3 今後のスケジュール(予定)

令和5年 12月 15日 環境・農水常任委員会(意見募集案) 12月 16日~ 県民政策コメントの実施、市町等への意見照会

(~令和6年1月15日)

令和6年 2月定例会議 条例改正議案上程

7月1日 施行

# 「滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案要綱」について 御意見・情報を募集します

自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)の一部改正(令和3年5月公布)により、国立・国定公園において、関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みが設けられました。

滋賀県では、琵琶湖を中心とした県全体がひとつの大きな公園であるかのように、すべての人の 憩い・交流・体験の場となり、子どもたちが美しい自然の中で遊び、学ぶことができる場となる「水 と緑と人でつながるしがの公園 "THE シガパーク"」の実現に向けて取り組んでおり、今回の法改正 は、こうした取組の推進にも資するものと考えています。

県内には、法に基づく国定公園のほか、滋賀県立自然公園条例(昭和 40 年滋賀県条例第 30 号)に基づく県立自然公園が存在していることから、法において新たに設けられた仕組みを県立自然公園においても導入すること等を目的として、同条例の一部改正を行います。

ついては、「滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案要綱」を作成しましたので、次のとおり公表するとともに、県民の皆様から御意見・情報の募集を行います。

なお、募集後は、お寄せいただいた御意見・情報に対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々の御意見・情報への直接の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

#### 1 公表する資料

- (1) 条例改正案の概要
- (2) 滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案要綱
- (3) 新旧対照表
- (4) 【参考資料】"THE シガパーク"の一体的な推進について
- 2 公表の方法

滋賀県のホームページに掲載するほか、自然環境保全課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎 行政情報コーナー、滋賀県立大学および県立図書館に資料を備え付けます。

3 募集期間

令和5年12月16日(土)から令和6年1月15日(月)まで(必着)

- 4 御意見・情報の提出方法および提出先
  - (1) 郵送 〒520-8577 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課(住所は省略可)
  - (2) ファックス 077-528-4846
  - (3) 電子メール dg00@pref.shiga.lg.jp
  - (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

#### 5 その他

- (1) 御意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名(法人にあっては、 名称および代表者の氏名)および電話番号を明記してください。なお、個人・団体に関する情報に ついては、公表することはありません。
- (2) 御意見・情報は、必ず日本語で提出してください。
- (3) 電子メールで提出する場合は、ファイルの添付は行わず、メール本文に御意見・情報を記載してください。
- (4) 電話や口頭による御意見・情報はお受けできませんので、御了承ください。

# 滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案の概要

自然公園法(昭和32年法律第161号)の一部改正により、国立・国定公園において、関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みが新たに設けられたこと等から、県立自然公園においても国立・国定公園と同様の制度を導入するため、同法に準じて制定している滋賀県立自然公園条例の一部を改正します。

〈施行期日(予定):令和6年7月1日〉

#### ■ 主な改正内容

#### 1. 地域主体の自然体験アクティビティ提供を促進する制度の創設・手続の簡素化

- 事業者等から成る協議会が、**自然体験活動の促進に関する計画**を作成し、知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な条例上の許可を不要**とします。
- これにより、関係者が一体となって行う、計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の取組を促進し、利用者の増加や滞在時間の延伸を図ります。

#### 2. 地域主体の利用拠点整備を促進する制度の創設・手続の簡素化

- 事業者等から成る協議会が、**利用拠点の整備改善に関する計画**を作成し、知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な条例上の許認可を不要**とします。
- これにより、関係者が一体となって行う、利用拠点としての機能の充実や景観デザインの統一、廃屋 の撤去等、自然と調和した街並みづくりを促進し、魅力的な滞在環境の創出を図ります。

#### 自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの開発・提供の促進、 利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、 適正利用のためのルールの策定等





自然を満喫できる楽しみ方の提供

#### 利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため 利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、廃屋の撤 去、電線の地中化等を促進





自然と調和した滞在環境の整備

#### 3. 生態系維持回復事業制度の創設・手続の簡素化

● 県が**生態系の維持回復を図るための事業計画**を作成した場合には、**県や国、市町等のほか知事の認定を受けた者が、条例上の許可等を要しないで、計画に基づく事業を実施できる**ようにします。

#### 4. 保全管理の充実

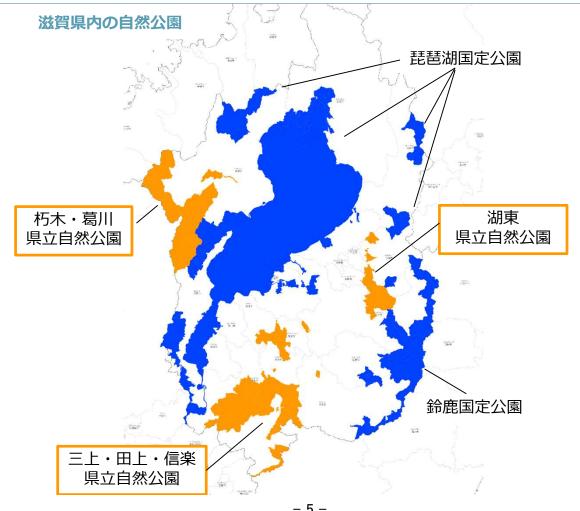
- 公園事業について、適正な執行を確保するための改善命令や、事業廃止時における原状回復命令の発出等に係る規定を追加するとともに、それらへの違反に対する罰則を設けるなど、公園事業の監督機能の強化を図り、公園事業の適切な執行を推進します。
- 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、特定の区域内での木竹の損傷や、本来生育・生息していない動植物の放出等を追加します。
- 特別地域等においてクマ・サル等の野生動物に対する餌付けや接近行為等を規制し、県立自然公園の利用者への人身被害等を予防します。
- 特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を、「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」に 引き上げます。(現行:6月以下の懲役または50万円以下の罰金)
- 公園管理団体の指定について、自然の風景地の管理や施設の補修等を行う能力のみを要件とし、適正 な利用の推進に関する情報収集、指導、調査等を行う能力を要件から外します。

# ■ 滋賀県の自然公園の概要

優れた風景地を保護するため、滋賀県内には国定公園と県立自然公園の2種類の公園が指定されて います。滋賀県立自然公園条例は、このうち県立公園について定めたもので、条例に基づき3箇所 の県立自然公園が指定されています。

根拠法令	種別	概要	滋賀県内の公園
自然公園法	国立公園	日本の風景を代表するに足りる傑出した 自然の風景地で国が指定・管理	なし
	国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地で 都道府県の申出により国が指定、都道府 県が管理	琵琶湖国定公園 鈴鹿国定公園
滋賀県立自然公園条例	県立自然公園	県内の優れた自然の風景地で県が指定・ 管理	三上・田上・信楽県立自然公園 朽木・葛川県立自然公園 湖東県立自然公園

公園名	所在地	面積	内訳(ha) 特別地域			<b>班/圣</b> 州
		(ha)	第1種	第2種	第3種	普通地 域
三上・田上・信楽 県立自然公園	大津市・近江八幡市・栗東 市・甲賀市・野洲市・湖南 市・東近江市・竜王町	18,177	17	890	11,954	5,316
朽木・葛川 県立自然公園	大津市・高島市	14,342	158	778	4,934	8,472
湖東県立自然公園	彦根市・東近江市・愛荘 町・甲良町・多賀町	4,367	0	248	4,048	71



#### 滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案要綱

#### 1 改正の理由

自然公園法(昭和32年法律第161号)の一部改正により、国立公園および国定公園における地方公共団体等の地域の多様な関係者の主体的な取組を促す制度が新たに設けられたこと等から、県立自然公園においても国立公園および国定公園と同様の制度の導入等を行うため、滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の概要

- (1) 条例の目的に生物の多様性の確保に寄与することを追加することとします。(第1条 関係)
- (2) 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者に対して、改善命令、原状回復命令等、報告徴収および立入検査を行うことができることとします。(第13条、第17条および第23条関係)
- (3) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置、協議会が作成した利用拠点整備改善計画の認定、認定を受けた同計画に係る利用拠点整備改善事業についての公園事業に関する特例等を定めることとします。(第18条、第19条および第22条関係)
- (4) 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷、当該区域が本来の生息地でない動物の放出等を追加することとします。(第24条関係)
- (5) 利用調整地区の区域内への立入りについて、一定の要件に適合する者が代表して立入りの認定を受けることができることとします。(第26条関係)
- (6) 県立公園の特別地域または集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、 野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及 ぼすおそれのある行為を追加することとします。(第38条関係)
- (7) 県は、知事が作成した生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うと ともに、県以外の者についても、知事の確認または認定を受けて同事業を行うことがで きることとし、同事業として行う行為については特別地域における行為に係る許可等を 要しないこととします。(第39条および第40条関係)
- (8) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置、協議会が作成した自然体験活動促進計画の認定、認定を受けた同計画に係る自然体験活動促進事業に関する特例を定めることとします。(第43条および第44条関係)
- (9) 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととします。(第55条関係)
- (10) 公園事業の執行に関する規定についての罰則の追加、県立公園の特別地域における

許可を要する行為に係る罰則の引上げ等を行うこととします。(第 69 条、第 70 条、第 72 条、第 73 条および第 75 条関係)

#### (11) その他

- ア この条例は、令和6年7月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行の関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
- エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

#### 滋賀県立自然公園条例新旧対照表

旧	新		
(新設)	<u>目次</u>		
	第1章 総則(第1条-第4条)		
	第2章 指定(第5条・第6条)		
	第3章 公園計画(第7条-第9条)		
	第4章 公園事業(第10条-第23条)		
	第5章 保護および利用(第24条-第38条)		
	第6章 生態系維持回復事業(第39条-第42条)		
	第7章 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第43条-第47条)		
	第8章 風景地保護協定(第48条-第53条)		
	第9章 公園管理団体(第54条-第59条)		
	第10章 費用(第60条-第65条)		
	第11章 雑則(第66条-第68条)		
	第12章 罰則(第69条-第75条)		
	<u>第13章</u> 補則(第76条 <u>)</u>		
	付則		
第1章 総則	第1章 総則		
(目的)	(目的)		
第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地について、生物の多様	第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、		
<u>性の確保に配慮しつつこれ</u> を保護するとともに、その利用の増進を <u>図り、</u>	その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養および教化に資する		
<u>もつて</u> 県民の保健、休養および教化に資することを目的とする。	<u>とともに、生物の多様性の確保に寄与する</u> ことを目的とする。		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該		
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。		

- (1) 滋賀県立自然公園 県内にあるすぐれた自然の風景地(国立公園およ び国定公園の区域を除く。)であつて、知事が第5条の規定により指定 するものをいう。
- (2) 公園計画 滋賀県立自然公園(以下「県立公園」という。)の保護ま たは利用のための規制または施設に関する計画をいう。
- (3) 省略

(県等の責務)

- |第3条 | 県、事業者および県立公園の利用者は、優れた自然の風景地の保護 |第3条 | 県、事業者および県立公園の利用者は、優れた自然の風景地の保護 ばならない。
- 2 省略
- 第4条 省略

第2章 指定

第5条・第6条 省略

第3章 公園計画および公園事業

(公園計画および公園事業の決定)

る。

(新設)

(新設)

- (1) 滋賀県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地(国立公園および 国定公園の区域を除く。)であつて、知事が第5条の規定により指定す るものをいう。
- (2) 公園計画 滋賀県立自然公園(以下「県立公園」という。) の保護ま たは利用のための規制または事業に関する計画をいう。
- (3) 省略
- (4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立公 園における生態系の維持または回復を図るものをいう。

(県等の責務)

- とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなけれ! とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとと もに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
  - 2 省略

第4条 省略

第2章 指定

第5条・第6条 省略

第3章 公園計画

(公園計画)

- |第7条 公園計画および公園事業は、知事が、審議会の意見を聞いて決定す|第7条 公園計画は、知事が、関係市町および審議会の意見を聴いて決定す る。
  - 2 公園計画は、県立公園ごとに、当該県立公園内の自然の風景地の保護と その適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項そ の他必要な事項について定めるものとする。
  - 3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然 体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

なければならない。

(公園計画および公園事業の廃止等)

- |第8条||知事は、公園計画および公園事業を廃止し、または変更しようとす||第8条||知事は、公園計画を廃止し、または変更しようとするときは、関係 るときは、審議会の意見を聞かなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、公園計画および公園事業の廃止および変更につい 2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止および変更について準用する。 て準用する。

(公園事業の執行)

第9条 公園事業は、県が執行する。

- 2 知事は、県立公園の保護および利用のために必要があると認めるとき は、公園事業の一部を他の者に執行させることができる。
- 3 前項の規定により公園事業の一部を執行しようとする者は、規則で定め るところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を 受けた事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとすると きも、同様とする。

(公園事業の執行に要する費用)

|第10条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担 | (削除) とする。

(受益者負担)

2 知事は、公園計画または公園事業を決定したときは、その概要を告示し 4 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公 園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園計画の廃止および変更)

- 市町および審議会の意見を聴かなければならない。

(協議会による公園計画の変更の提案)

- 第9条 第18条第1項に規定する協議会は第19条第1項に規定する利用拠点 整備改善計画について、第43条第1項に規定する協議会は第44条第1項に 規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために 必要な県立公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができ る。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定 める書類を添付しなければならない。
- |2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要が ないと判断したときは、その旨およびその理由を当該提案をした協議会に 通知しなければならない。

第11条 知事は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合に おいては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要 する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

|第12条 知事は、他の工事または他の行為により公園事業の執行が必要とな| った場合においては、その原因となった工事または行為について費用を負 担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用 の全部または一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第13条 前2条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関し必要な事 項は、規則で定める。

(補助)

第14条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に 対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができ る。

(適用除外)

第15条 前6条の規定は公園事業のうち国の機関の行なう事業について、前1(削除) 5条の規定は公園事業のうち道路法(昭和27年法律第180号)による道路 に係る事業および他の法律または条例にその執行に要する費用に関して別 段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第4章 公園事業

(公園事業の決定)

第10条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合に おいて、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴 くことを要しない。

(新設)

- 2 <u>知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。</u>
- 3 前2項の規定は、公園事業の廃止または変更について準用する。 (協議会による公園事業の決定等の提案)
- 第11条 第18条第1項に規定する協議会は、知事に対し、第19条第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定または変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定または変更を する必要がないと判断したときは、その旨およびその理由を当該提案をし た協議会に通知しなければならない。

(公園事業の執行)

第12条 公園事業は、県が執行する。

- 2 国および他の地方公共団体(以下「国等」という。)は、規則で定める ところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができ る。
- <u>3</u> 県および国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第2項の協議をしようとする者または前項の認可を受けようとする者 は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書または 申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 第2条第3号に規定する知事が定める施設(以下この条において「公

園施設」という。) の種類

- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理または経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の協議書または申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規 則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の協議をした者または第3項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、 国等にあつては知事に協議しなければならず、県および国等以外の者にあっては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の協議をしようとする者または同項の認可を受けようとする者は、 規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書または申請 書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の協議書または申請書について準用する。
- 9 <u>公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき</u> は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第3項または第6項の認可には、県立公園の保護または利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第13条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認める ときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の 改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき 旨を命ずることができる。

#### (承継)

- 第14条 公園事業者(第12条第3項の認可を受けた者に限る。)が県および 国等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人およ び譲受人があらかじめその譲渡および譲受けについて知事の承認を受けた ときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。
- 2 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。) または分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が他の地方公共団体である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。
- 3 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日または承認をしない旨の通知を受ける日までは、 被相続人に対してした第12条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(新設)

(新設)

(公園事業の休廃止)

第15条 公園事業者は、その公園事業の全部もしくは一部を休止し、または 廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その 旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効および取消し等)

- 第16条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第12条第3項の認可は、その効力を失う。
- 2 前項の規定により第12条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 <u>知事は、第12条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。</u>
  - (1) 第12条第6項もしくは第9項または前条の規定に違反したとき。
  - (2) 第12条第10項の規定により同条第3項または第6項の認可に付された 条件に違反したとき。
- (3) <u>第13条の規定による命令に違反したとき。</u>
- (4) <u>偽りその他不正の手段により第12条第3項または第6項の認可を受け</u>たとき。

(原状回復命令等)

第17条 知事は、第12条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合または同項の認可を取り消した場合において、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者または当該認可を取り消された者に対して、相

当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、または原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、 過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないとき は、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、または その命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場 合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨および その期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事またはその命じた 者もしくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明 書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(利用拠点の整備改善に関する協議会)

- 第18条 次に掲げる者は、単独でまたは共同して、県立公園の区域内における第37条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点 (以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- (1) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行すると見込まれる者
- (2) 当該利用拠点区域内の施設、土地または木竹であつて利用拠点の整備 改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係る

ものの所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者

- (3) 当該県立公園の区域をその区域に含む市町
- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - (1) 前項第1号および第2号に掲げる者
  - (2) 前項第3号に掲げる市町(当該協議会を組織する者である場合に限る。)
- (3) その他当該協議会が必要と認める者
- 3 第1項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、 遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に通知するととも に、規則で定めるところにより、その旨を公告し、インターネットの利用 その他の方法により公表しなければならない。
- 4 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行しようとする者および第1項第2号に掲げる者であつて同項に規定する協議会の構成員でないものは、当該協議会に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出を受けた第1項に規定する協議会は、正当な理由 がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 6 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関 に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること ができる。
- 7 <u>第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協</u> 議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要 な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

- 第19条 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で 定めるところにより、県立公園の区域内における利用拠点区域について、 公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための 整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成 したときは、当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事 業を実施しようとする者は、知事の認定を申請することができる。
- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 利用拠点整備改善計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施 主体および実施時期
- (5) 第12条第2項の協議または同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第12条第6項の協議もしくは認可または同条第9項の規定による届出 を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事 項のうち変更に係るもの
- <u>(7)</u> 計画期間
- (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1 項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 <u>知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申</u> 請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであ

ると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 <u>知事は、前項の認定をしようとするときは、当該利用拠点区域をその区</u> <u>域に含む市町の意見を聴かなければならない。</u>
- 6 知事は、当該県立公園の保護または利用のため必要があると認めるとき は、その必要な限度において、第4項の認定に条件を付し、およびこれを 変更することができる。
- 7 <u>知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該</u> <u>認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。</u> (認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)
- 第20条 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第18条第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第4項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者 は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、そ の旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第4項から第7項までの規定は、第1項の変更の認定について準用 する。

(認定の取消し)

(新設)

(新設)

- 第21条 知事は、第19条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第22条 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備 改善計画について第19条第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた 利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第12条 第2項もしくは第6項の協議をし、同条第3項もしくは第6項の認可を受 け、または同条第9項の規定による届出をしなければならないものについ ては、これらの規定により協議をし、認可を受け、または届出をしたもの とみなす。

(報告徴収および立入検査)

- 第23条 知事は、第12条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第19条第4項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地もしくは建物内に立ち入り、認

第4章 保護および利用

(特別地域)

第16条 省略

- 2 省略
- 受けなければならない。ただし、当該特別地域が指定され、もしくはその 区域が拡張された際既に着手していた行為もしくは第6号に規定する物が 指定された際既に着手していた同号に掲げる行為または非常災害のために 必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) • (2) 省略

(新設)

(3) • (4) 省略

(新設)

(5)~(9) 省略

(新設)

定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査さ せ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携 帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項および第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。

第5章 保護および利用

(特別地域)

第24条 省略

- 2 省略
- 3 特別地域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を |3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けな ければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置とし て行う行為または第3号に掲げる行為で森林の整備および保全を図るため に行うものは、この限りでない。
  - (1) (2) 省略
  - (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
  - (4) (5) 省略
  - (6) 知事が指定する湖沼または湿原およびこれらの周辺1キロメートルの 区域内において当該湖沼もしくは湿原またはこれらに流水が流入する水 域もしくは水路に汚水または廃水を排水設備を設けて排出すること。

(7)~(11) 省略

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物 で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとし て知事が指定するものを植栽し、または当該植物の種子をまくこと。

(10) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの<u>(以下この</u> <u>号において「指定動物」という。)</u>を捕獲し、もしくは殺傷し、または <u>指定動物の</u>卵を採取し、もしくは損傷すること。

(新設)

(11)~(14) 省略

- 4 省略
- 5 特別地域が指定され、もしくはその区域が拡張された際当該特別地域内 5 において第3項各号に掲げる行為または同項第6号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定または区域の拡張の日から起算して3月以内に知事にその旨を届け出なければならない。 規
- 6 省略
- 7 特別地域内において<u>木竹を植栽し、または家畜を放牧</u>しようとする者 は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次に掲げる行為については、第3項および前3項の規定を適用しない。 (1) 公園事業の執行として行う行為

(新設)

- (13) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、 もしくは殺傷し、または<u>当該動物の</u>卵を採取し、もしくは損傷するこ と。
- (14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。

(15)~(18) 省略

- 4 省略
- 5 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時 において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引 き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その 規制されることとなった日から起算して3月以内に知事にその旨を届け出 なければならない。
- 6 省略
- 7 特別地域内において<u>木竹の植栽または家畜の放牧(第3項第12号または 第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)を</u>しようとする者は、あら かじめ知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次に掲げる行為については、第3項および前3項の規定を適用しない。
  - (1) 公園事業の執行<u>または認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備</u> 改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。) として行う 行為
  - (2) 認定生態系維持回復事業等(第40条第1項の規定により行われる生態 系維持回復事業および同条第2項の確認または同条第3項の認定を受け た生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

- (2) 第31条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項 第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号または 第3号に掲げる事項に従って行うもの
- (3) 省略

(利用調整地区)

#### 第17条 省略

- 2 省略
- に該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 前条第3項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和32年法律第161 - 号。以下「法」という。) 第66条第2項においてその例によることとさ れる法第56条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。) または 前条第5項もしくは第7項の届出をした行為(法第66条第2項において その例によることとされる法第56条第3項の規定による通知に係る行為 を含む。)を行うために立ち入る場合
- (2) 省略
- (3) 公園事業を執行するために立ち入る場合

(新設)

(新設)

(4) 第31条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項 (6) 第48条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項

- (3) 認定自然体験活動促進事業(第46条第1項に規定する認定自然体験活 動促進計画に係る第43条第1項第1号に規定する自然体験活動促進事業 をいう。以下同じ。) として行う行為
- (4) 第48条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項 第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号または 第3号に掲げる事項に従つて行うもの
- (5) 省略

(利用調整地区)

#### 第25条 省略

- 2 省略
- 3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項の認定を受けてする立入り 3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項の認定を受けてする立入り に該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 前条第3項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和32年法律第161 - 号。以下「法」という。)第79条第2項においてその例によることとさ れる法第68条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。) または 前条第5項もしくは第7項の届出をした行為(法第79条第2項において その例によることとされる法第68条第3項の規定による通知に係る行為 を含む。)を行うために立ち入る場合
  - (2) 省略
  - (3) 公園事業を執行するため、または認定利用拠点整備改善事業を行うた めに立ち入る場合
  - (4) 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合
  - (5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号または 第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

(5)・(6) 省略

(立入りの認定)

第18条 省略

2~6 省略

(新設)

(新設)

(指定認定機関)

#### 第19条 省略

- 認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1)~(4) 省略
  - (5) 第23条第2項または第3項の規定により指定を取り消され、その取消 (5) 第31条第2項または第3項の規定により指定を取り消され、その取消 しの日から起算して2年を経過しない者
  - (6) 省略

第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号または 第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

(7)・(8) 省略

(立入りの認定)

第26条 省略

2~6 省略

- 7 県立公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督 の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間 内に立ち入らせようとするときは、その者およびその者の監督の下に立ち 入る者の立入りが第1項各号のいずれにも適合していることについて、知 事の認定を受けることができる。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場 合において、第5項中「亡失し」とあるのは「その者もしくはその者の監 督の下に立ち入る者が亡失し」と、第6項中「受けた者」とあるのは「受 けた者およびその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。 (指定認定機関)

#### 第27条 省略

- 2 指定認定機関の指定(以下第23条までにおいて「指定」という。)は、 │2 指定認定機関の指定(以下この条から第31条までにおいて単に「指定」 という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
  - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1)~(4) 省略
    - しの日から起算して2年を経過しない者
    - (6) 省略

4~6 省略

#### 第20条 省略

(指定認定機関の遵守事項)

#### 第21条 省略

2~5 省略

合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部もしく は一部を廃止する場合または知事が第23条第2項もしくは第3項の規定に より指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な 事項は、規則で定める。

#### 第22条 省略

(指定認定機関に対する監督命令等)

- 第23条 知事は、第18条から前条までの規定の施行に必要な限度において、|第31条 知事は、第26条から前条までの規定の施行に必要な限度において、 できる。
- かに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。
- |3 知事は、指定認定機関が第21条の規定に違反したとき、同条第1項の規 |3 知事は、指定認定機関が第29条の規定に違反したとき、同条第1項の規 程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命 令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施するこ とができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
- する。

(報告徴収および立入検査)

|第24条 知事は、第18条から前条までの規定の施行に必要な限度において、||第32条 知事は、第26条から前条までの規定の施行に必要な限度において、

#### 第28条 省略

(指定認定機関の遵守事項)

#### 第29条 省略

2~5 省略

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部もしくは一部を自ら行う場 6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部もしくは一部を自ら行う場 合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部もしく は一部を廃止する場合または知事が第31条第2項もしくは第3項の規定に より指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な 事項は、規則で定める。

#### 第30条 省略

(指定認定機関に対する監督命令等)

- 指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることが 指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることが できる。
- 2 知事は、指定認定機関が第19条第3項各号(第5号を除く。)のいずれ |2 知事は、指定認定機関が第27条第3項各号(第5号を除く。)のいずれ かに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。
  - 程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命 令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施するこ とができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
- 4 第19条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用4 第27条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用 する。

(報告徴収および立入検査)

|指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、またはその職|| 指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、またはその職|

員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その 他必要な物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 • 3 省略

(条件)

|第25条 第16条第3項および第17条第3項第6号の許可には、県立公園の風|第33条 第24条第3項および第25条第3項第8号の許可には、県立公園の風 致を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。 (普通地域)

第26条 県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地 域」という。) 内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじ め知事にその旨を届け出なければならない。

#### (1)~(6) 省略

2 知事は、県立公園の風致を保護するために必要があると認めるときは、 普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者またはした者 に対して、その風致を保護するために必要な限度において、当該行為を禁 | 止し、もしくは制限し、または必要な措置を執るべき旨を命ずることがで きる。

#### 3~6 省略

- 7 次に掲げる行為については、第1項および第2項の規定は、適用しな V
- (1) 公園事業の執行として行う行為

(新設)

(新設)

(2) 第31条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項 第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号または

員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その 他必要な物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 • 3 省略

(条件)

致を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。 (普通地域)

|第34条 | 県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地 域」という。)内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじ め知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法 および着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。 (1)~(6) 省略

|2 知事は、県立公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、 普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者またはした者 に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁 止し、もしくは制限し、または必要な措置を執るべき旨を命ずることがで きる。

#### 3~6 省略

- 7 次に掲げる行為については、第1項および第2項の規定は、適用しな。 V )
  - (1) 公園事業の執行または認定利用拠点整備改善事業として行う行為
  - (2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
  - (3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為
- (4) 第48条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項 第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号または

第3号に掲げる事項に従って行うもの

(3)~(5) 省略

(中止命令等)

第27条 知事は、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、第16 第35条 知事は、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、第24 条第3項もしくは第17条第3項の規定、第25条の規定により許可に付せら れた条件または前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その 保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、またはこれら の者もしくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物もしくは物 | 件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復 を命じ、もしくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき 必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置(以下 「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて 当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、 その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、またはその命じた者 もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において は、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨およびその期限ま でに当該原状回復等を行わないときは、知事またはその命じた者もしくは 委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならな V
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明 書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならな V

(報告の徴収および立入検査)

第3号に掲げる事項に従って行うもの

(5)~(7) 省略

(中止命令等)

条第3項もしくは第25条第3項の規定、第33条の規定により許可に付せら れた条件または前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その 保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、またはこれら の者もしくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物もしくは物 件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復 を命じ、もしくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき 必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置(以下こ の条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、 過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないとき は、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、または その命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場 合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨および その期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事またはその命じた 者もしくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなけ ればならない。
- 書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の徴収および立入検査)

|第28条 知事は、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、第16|第36条 知事は、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、第24

条第3項もしくは第17条第3項第6号の規定による許可を受けた者または 第26条第2項の規定により行為を制限され、もしくは必要な措置を執るべ き旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項につ いて報告を求めることができる。

- 2 知事は、第16条第3項、第17条第3項第6号、第26条第2項または前条 2 知事は、第24条第3項、第25条第3項第8号、第34条第2項または前条 の規定による処分をするために必要があると認めるときは、当該職員をし て、県立公園の区域内の土地または建物内に立ち入らせて必要な検査また は調査をさせることができる。
- があるときは、これを提示しなければならない。

(新設)

#### 第29条 省略

(利用のための規制)

- |第30条 県立公園の特別地域または集団施設地区内においては、何人も、み |第38条 県立公園の特別地域または集団施設地区内においては、何人も、み だりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 県立公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみ (1) 県立公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみ その他の汚物または廃物を捨て、または放置すること。
  - (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、 展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような 方法で客引し、その他県立公園の利用者に著しく迷惑をかけること。 (新設)

条第3項もしくは第25条第3項第8号の規定による許可を受けた者または 第34条第2項の規定により行為を制限され、もしくは必要な措置を執るべ き旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項につ いて報告を求めることができる。

- の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限 度において、その職員に、県立公園の区域内の土地もしくは建物内に立ち 入り、第24条第3項各号、第25条第3項第8号もしくは第34条第1項各号 に掲げる行為の実施状況を検査させ、またはこれらの行為の風景に及ぼす 影響を調査させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求 | 3 前項の規定による立入検査または立入調査をする職員は、その身分を示 す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 4 第1項および第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し てはならない。

#### 第37条 省略

(利用のための規制)

- だりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- その他の汚物または廃物を捨て、または放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、 展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような方 法で客引きをし、その他県立公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (3) 野生動物(鳥類または哺乳類に属するものに限る。以下この号におい て同じ。) に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行

- 第2号に掲げる行為をしている者に対して、その行為をやめるべきことを 指示させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示 があるときは、これを提示しなければならない。

(新設)

為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすお それのあるものを行うこと。

- 2 知事は、当該職員をして、特別地域または集団施設地区内において前項 2 県の当該職員は、特別地域または集団施設地区内において前項第2号ま たは第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべ きことを指示することができる。
  - しなければならない。

第6章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

- 第39条 知事は、県立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な 実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立公園 における生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計 画」という。)を定めることができる。
- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとす る。
- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に 実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しな ければならない。
- 4 知事は、生熊系維持回復事業計画を廃止し、または変更しようとすると きは、審議会の意見を聴かなければならない。
- | 5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、または変更

したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

- 第40条 県は、県立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持または 回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って 生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 国等は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国および地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第2項の確認または前項の認定を受けようとする者は、規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければな らない。
- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏 名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 <u>前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の</u> 規則で定める書類を添付しなければならない。

(新設)

- 6 第2項の確認または第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国および他の地方公共団体にあつては知事の確認を、国および地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認または同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認または第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則 で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第41条 <u>知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当</u> するときは、同項の認定を取り消すことができる。
- (1) 県立公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項または第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- (5) <u>偽りその他の不正の手段により前条第3項または第6項の認定を受け</u>たとき。

(報告徴収)

第42条 知事は、第40条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回

(新設)

復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。 第7章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(自然体験活動の促進に関する協議会)

- 第43条 次に掲げる者は、単独でまたは共同して、県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
  - (1) 当該県立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、または実施すると見込まれる者
  - (2) 当該県立公園の区域内の施設、土地または木竹であつて自然体験活動 促進事業に係るものの所有者、使用および収益を目的とする権利を有す る者または管理者
  - (3) 当該県立公園の区域をその区域に含む市町
- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 前項第1号および第2号に掲げる者
- (2) 前項第3号に掲げる市町(当該協議会を組織する者である場合に限る。)
- (3) その他当該協議会が必要と認める者
- 3 第18条第3項から第8項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第43条第1項各号」と、同条第4項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行しようとする者および第1項第2号」とあるのは「当該県立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、または実施しようとする者および第43条第1項第2号」と読み替えるものとする。

#### (自然体験活動促進計画の認定)

- 第44条 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で 定めるところにより、県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の 促進に関する計画(以下「自然体験活動促進計画」という。)を作成した ときは、当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を 実施しようとする者は、知事の認定を申請することができる。
- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 自然体験活動促進計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容および 実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項
- 3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申 請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであ ると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 <u>知事は、前項の認定をしようとするときは、当該県立公園の区域をその</u> 区域に含む市町の意見を聴かなければならない。

(新設)

(新設)

- 5 知事は、当該県立公園の保護または利用のため必要があると認めるとき は、その必要な限度において、第3項の認定に条件を付し、およびこれを 変更することができる。
- 6 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該 認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。 (認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)
- 第45条 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようと するときは、第43条第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然 体験活動促進計画を作成し、当該自然体験活動促進計画に記載された自然 体験活動促進事業を実施しようとする者は、知事の認定を受けなければな らない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者 は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、そ の旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用 する。

(認定の取消し)

- 第46条 知事は、第44条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第44条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨 を公表するものとする。

(報告徴収および立入検査)

第47条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第44条第3項

第5章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第31条 知事もしくは他の地方公共団体または第37条第1項の規定により指|第48条 知事もしくは他の地方公共団体または第54条第1項の規定により指 定された公園管理団体で第38条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定 に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立公園内の自 然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の 十地または木竹の所有者または使用および収益を目的とする権利(臨時設 備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有す る者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定 (以下「風景地保護協定」という。) を締結して、当該土地の区域内の自 然の風景地の管理を行うことができる。

(1)~(5) 省略

2~5 省略

第32条 省略

(風景地保護協定の認可)

|第33条 知事は、第31条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請

の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必 要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、認定自然体験活動促進計 画に係る土地もしくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係 る工作物、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるこ とができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し てはならない。

第8章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

定された公園管理団体で第55条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保 護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立公園 内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区 域内の土地または木竹の所有者または使用および収益を目的とする権利 (臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除 く。)を有する者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項 を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地 の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)~(5) 省略

2~5 省略

第49条 省略

(風景地保護協定の認可)

|第50条 知事は、第48条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請

が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可し なければならない。

- (1) 省略
- (2) 風景地保護協定の内容が、第31条第3項各号に掲げる基準に適合する ものであること。

#### 第34条 省略

(風景地保護協定の変更)

|第35条 第31条第2項から第5項までおよび前3条の規定は、風景地保護協 |第52条 第48条第2項から第5項までおよび前3条の規定は、風景地保護協 定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

|第36条 第34条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告の||第53条 第51条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告の あつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協 定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものと する。

第6章 公園管理団体

(指定)

ことを目的とする一般社団法人または一般財団法人、特定非営利活動促進 で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うこと ができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定 することができる。

2~4 省略

(業務)

第38条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可し なければならない。

- (1) 省略
- (2) 風景地保護協定の内容が、第48条第3項各号に掲げる基準に適合する ものであること。

#### 第51条 省略

(風景地保護協定の変更)

定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

あつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協 定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものと する。

第9章 公園管理団体

(指定)

|第37条 知事は、県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図る||第54条 知事は、県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図る ことを目的とする一般社団法人または一般財団法人、特定非営利活動促進 法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則 法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則 で定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行 - うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体とし て指定することができる。

2~4 省略

(業務)

|第55条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) (2) 省略
- (3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報または資料を収 集し、および提供すること。
- (4) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言および指導 を行うこと。
- (5) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査および研究を行 うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

|第39条||公園管理団体は、県との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務||第56条||公園管理団体は、県との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げ を行わなければならない。

第40条~第42条 省略

(新設)

(新設)

(1) • (2) 省略

(削除)

(削除)

(削除)

- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う ことができる。
- (1) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報または資料を収 集し、および提供すること。
- (2) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言および指導 を行うこと。
- (3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査および研究を行 うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (連携)

る業務を行わなければならない。

第57条~第59条 省略

第10章 費用

(公園事業の執行に要する費用)

|第60条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担 とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第7章 雑則

(実地調査)

しくは執行に関して実地調査をする必要があるときは、当該職員をして、 他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、または実地調査の 他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、または実地調査の

(受益者負担)

第61条 知事は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合に おいては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要 する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第62条 知事は、他の工事または他の行為により公園事業の執行が必要とな つた場合においては、その原因となった工事または行為について費用を負 担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用 の全部または一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第63条 前2条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関し必要な事 項は、規則で定める。

(補助)

第64条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に 対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができ る。

(適用除外)

第65条 この章の規定は、公園事業のうち、道路法(昭和27年法律第180 号)による道路に係る事業および他の法律または条例にその執行に要する 費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第11章 雑則

(実地調查)

|第43条 知事は、県立公園の指定、公園計画の決定または公園事業の決定も||第66条 知事は、県立公園の指定、公園計画の決定または公園事業の決定も しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、

障害となる木竹もしくはかき、さく等を伐採させ、もしくは除去させるこ とができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定がある ときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするとき は、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その 占有者。以下本条において同じ。) および占有者ならびに木竹またはか き、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなけ ればならない。
- |3 第1項に規定する職員は、日出前および日没後においては、宅地または|3 第1項に規定する職員は、日出前および日没後においては、宅地または かき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- 求があるときは、これを提示しなければならない。
- |5 土地の所有者もしくは占有者または木竹もしくはかき、さく等の所有者|5 土地の所有者もしくは占有者または木竹もしくは垣、さく等の所有者 は、正当な理由のない限り、第1項の規定による立入または標識の設置そ の他の行為を拒み、または妨げてはならない。

#### 第44条 省略

(損失の補償)

- |第45条 県は、第16条第3項の許可を得ることができないため、第25条の規|第68条 県は、第24条第3項の許可を得ることができないため、第33条の規 ものとする。
- 2 県は、第43条第1項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた 2 県は、第66条第1項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた 者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。
- 3 省略

第8章 罰則

障害となる木竹もしくは垣、さく等を伐採させ、もしくは除去させること ができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定がある ときは、当該規定の定めるところによる。

- |2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするとき は、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その 占有者。以下本条において同じ。) および占有者ならびに木竹または垣、 さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければ ならない。
- 垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- |4 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請 |4 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提 示しなければならない。
  - は、正当な理由のない限り、第1項の規定による立入りまたは標識の設置 その他の行為を拒み、または妨げてはならない。

#### 第67条 省略

(損失の補償)

- 定により許可に条件を付せられたため、または第26条第2項の規定による 定により許可に条件を付せられたため、または第34条第2項の規定による 処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する □処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する ものとする。
  - 者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。
  - 3 省略

第12章 罰則

たは100万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

|第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円|第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者 以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

- (1) 第16条第3項または第17条第3項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第18条第1項の認定を受けた者
- (3) 第25条の規定により許可に付された条件に違反した者
- 以下の罰金に処する。
- 円以下の罰金に処する。
- 第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 偽りその他不正の手段により第18条第5項の立入認定証の再交付を受 けた者
  - (2) 第21条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

- 第46条 第27条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役ま 第69条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者 は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第17条第1項または第35条第1項の規定による命令に違反したとき。
  - (2) 第24条第3項の規定に違反したとき。
  - は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第12条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同 条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
  - (2) 第12条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
  - (3) 第25条第3項の規定に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により第26条第1項または第7項の認定を受け たとき。
  - (5) 第33条の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- |第48条 第22条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円|第71条 第30条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円 以下の罰金に処する。
- 第49条 第26条第2項または第40条の規定による命令に違反した者は、50万 第72条 第13条、第34条第2項または第57条の規定による命令に違反したと きは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
  - 第73条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者 は、30万円以下の罰金に処する。
    - (1) 第23条第1項もしくは第2項、第32条第1項もしくは第47条第1項の 規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定 による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して 陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をしたとき。
    - (2) 偽りその他不正の手段により第26条第5項(同条第8項において準用 する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けたとき。

- (3) 第24条第1項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、また は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは 質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第26条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (5) 第26条第5項の規定に違反した者
- (6) 第28条第1項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者
- (7) 第28条第2項の規定による立入検査または立入調査を拒み、妨げ、ま たは忌避した者
- (8) 県立公園の特別地域または集団施設地区内において、みだりに第30条 第1項第1号に掲げる行為をした者
- (9) 県立公園の特別地域または集団施設地区内において、第30条第2項の 規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に 掲げる行為をした者
- (10) 第43条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りま たは標識の設置その他の行為を拒み、または妨げた者
- 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対 して、各本条の罰金刑を科する。

- (3) 第29条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したと き。
- (4) 第34条第1項の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をし たとき。
- (5) 第34条第5項の規定に違反したとき。
- (6) 第36条第1項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたと き。
- (7) 第36条第2項の規定による立入検査または立入調査を拒み、妨げ、ま たは忌避したとき。
- (8) 県立公園の特別地域または集団施設地区内において、みだりに第38条 第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (9) 県立公園の特別地域または集団施設地区内において、第38条第2項の 規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号ま たは第3号に掲げる行為をしたとき。
- (10) 第66条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りま たは標識の設置その他の行為を拒み、または妨げたとき。
- |第51条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業||第74条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業 者が、その法人または人の業務に関して第46条、第47条、第49条または前 者が、その法人または人の業務に関して第69条、第70条、第72条または前 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対 して、各本条の罰金刑を科する。
  - 第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - (1) 第12条第9項、第15条または第16条第2項の規定に違反して、届出を せず、または虚偽の届出をした者(第12条第3項の認可を受けた者に限 る。)

	(2) 第26条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に
	違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者
<u>第9章</u> 補則	<u>第13章</u> 補則
<u>第52条</u> 省略	<u>第76条</u> 省略
付則 省略	付則 省略

# "THE シガパーク"の 一体的な推進について

# 滋賀県

# "THEシガパーク"の取組について

# 【目指す"THEシガパーク"の姿】

<u>びわ湖を中心とした滋賀県全体が一つの大きな公園</u>であるかのように、すべての人の憩い・交流・体験の場となり、子どもたちが美しい自然の中で遊び、学ぶことができる場となる、<u>「水と緑と人でつながるしがの公園"THEシガパーク"」</u>を実現し、世界一の公園を目指す。

# 【"THEシガパーク"推進会議の設置】

「滋賀県を世界に誇れる公園県にする」ことをパーパスに、 滋賀県が管理する公園が持つ潜在的な魅力を、<u>種別や所管</u> を超えた公園間の連携により再発見・向上させていくとと もに、部局横断的な連携により全庁が一丸となって連携・ 協力し、効果的・魅力的な情報発信・事業実施を行う。

## 【魅力アップのための三つの取組】

- ①部局を横断した公園連携・庁内連携の取組 Team Up!
- ②拠点的な公園の機能強化と利便性の向上 Level Up!
- ③市町・民間事業者・住民等と協働した取組 Tie Up!

局·課名	主な公園
文化芸術振興課	希望が丘文化公園
スポーツ課	彦根総合スポーツ公園
下水道課	矢橋帰帆島公園
森林政策課	近江富士花緑公園
自然環境保全課	自然公園(湖岸園地など)
子ども・青少年局	びわ湖こどもの国
モノづくり振興課	陶芸の森
都市計画課(事務局)	都市公園(びわこ文化公園、湖岸緑地など) - 4



# 「THE シガパーク」 2030年に目指す姿

- ○「THE シガパーク | **2030**年の姿について
- ・県の基本構想やSDGs,MLGs,30by30などの目標年度でもある2030年を一つの区切りとして、「THE シガパーク」が以下のような姿を実現していることを目指す。

**滋賀県全体が一つの大きな公園**であるかのように**水・緑・人**でつながっており、県民をはじめとした滋賀県に生きる**すべての生き物の暮らしと心を豊かに**している。

- ○目指す姿を実現するための3つの視点と3つの取組
- 1.【美】「うつくシガパーク」

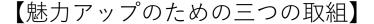
滋賀の恵まれた自然を活かした**景観の美しさ**をはじめ、トイレなどの**公園施設の美しさ**、利用者の**美しい利用マナー**の推進など、「美しい公園」を目指します。



- 2.【優】「やさシガパーク」
  - 子どもから高齢者、障がい者や外国人を含めた**誰もが利用しやすく**、人間だけでなく動物をはじめ鳥や虫、草花などの生き物を含めた**自然も大切にする**、「優しい公園」を目指します。



- 3.【楽】「たのシガパーク」
  - 訪れただけで**気持ちが楽**になり、シガパークでしか見れないもの、体験できないことが充実していて、**楽しい時間をたっぷり過ごす**ことができる、「楽しい公園」を目指します。



- ①部局を横断した公園連携・庁内連携の取組
- ②拠点的な公園の機能強化と利便性の向上
- ③市町・民間事業者・住民等と協働した取組

Team Up! Level Up! Tie Up!

★3つの視点で3つの魅力アップの取組を進め、「THE シガパーク」の目指す姿の実現を目指す!

# "THE シガパーク"の今後の展開(案)

県では、今年度中に**2030年までの方向性を示すロードマップ**を作成する予定。**滋賀県全体が一つの大きな公園**となるよう取り組んでいきたい。

# 【今年度取り組んでいる内容】

- ・"THEシガパーク"の共通ホームページを作成
- ・びわ湖の日に合わせてイベントを実施

## 【今後取り組んでいく内容】

### Team Up!

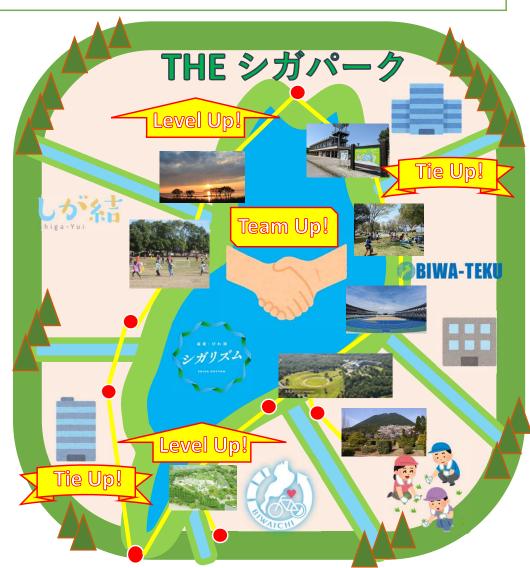
- ・共通HPなどで"THEシガパーク"の魅力を情報発信
- ・びわ湖の日、ビワイチの日に合わせてイベントを実施
- ・シガリズム、しが結、ビワテクなどと連携した取組
- ・統一のロゴマークによる案内

### Level Up!

- ・大切な自然を守り・引き継ぐ取組
- ・誰もが快適に使えるトイレへの改善
- ・子どもが安心して遊び・学べる公園運営

#### Tie Up!

- 民間の活力やノウハウの活用
- ・市町が管理する公園など近接する施設との連携
- ・住民やNPO等の活動の場としての公園の提供
- ・ネーミングライツ、企業版ふるさと納税などによる財源確保 46 -



# "THE シガパーク"の今年度の取組

バナー広告

2022年1月誕生

△ 谷口工務店

# 「THE シガパーク」ポータルサイトを6月に開設】

ippan/kendoseibi/machizukuri/shigapark.html



滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > まちづくり



# 【びわ湖の日に合わせたイベントの実施】

7月1日のびわ湖の日周辺に、子どもたちがびわ湖 や自然に触れることができる自然観察会や昆虫観察 会の他、キャンプやSUP体験など、公園で実施され る計45種の様々なイベントを実施。



自然観察会(希望が丘文化公園)



SUP体験会(湖岸緑地 衣川)